

○産業建設委員長報告

産業建設委員長 佐藤 絹子

産業建設委員長報告を申し上げます。

今期定例会で、当委員会に付託されました案件は、「議案第65号 鳴門市水道事業給水条例の一部改正について」であります。

当委員会は去る9月26日に委員会を開催し、慎重審査いたしました結果、議案1件は、原案のとおり可決すべきと決しました。

以下、審査の概要についてご報告申し上げます。

まず、議案第65号「鳴門市水道事業給水条例の一部改正について」であります。現行の水道料金水準では財源不足が生じる見込みとなったことから、水道料金の増額改定を行うものであります。

委員からは、今後新しい浄水場の建設資金などが必要なことから、水道事業としてさらに財源が必要となるが、今回の料金改定後に財源確保のため、さらに料金の増額改定を行う可能性はないのかとの質疑があり、理事者からは、今回の料金改定は、料金算定期間である平成31年度から35年度の間に必要な費用を賄うものであるため、平成36年度以降の料金については新たに料金算定期間を設けて検討することとなる。新浄水場についてはできる限り事業費を圧縮し、交付金を活用しながらすすめていきたいとの説明がありました。

また委員からは、水道施設が老朽化し更新時期を迎える中、人口減少により料金収入が減少している状況において、水道事業を維持していくため、長期的な計画を立てて施策を講じていく必要があるとの意見があり、理事者からは、送配水施設については耐震化計画を策定しており、浄水場については現状では3事業体以上の広域化でなければ有利な補助金の交付対象とならないため、他の補助金制度等を活用するなど、水道事業として負担が抑えられるよう財源確保をはかっていきたいとの説明がありました。

また委員からは、公営企業は独立採算性が原則であるが、水道料金を値上げせざるを得ない厳しい財政状況を考慮して、一般会計からの基準外繰入を検討してはどうかとの要望がありました。

さらに委員からは、ポートレース事業の収益金を水道事業に活用する方法はないのかとの質疑があり、理事者からは、交付金事業の財源の一部について、普通交付税に参入できる一般会計出資債などの有利な制度の活用も検討

しているところであるとの説明がありました。

次に委員からは、水道料金の増額改定は市民にとって直接的な負担になることから、市民の方にはできるだけ丁寧に説明を行い理解をいただくことが必要であるとの意見があり、理事者からは、平成30年2月号及び3月号の広報なるとに水道事業の収益の現状と施設老朽化の課題を掲載し、水道事業審議会答申を受けた際にも答申内容を掲載した。また市内の自治振興会単位での説明会のほか、事業者説明会も行っている。さらに議決後には広報なるとだけでなく、チラシの配布も2度行っていききたいとの説明がありました。委員からは、市民に対する説明に関しては、市の状況の厳しさを訴えるだけでなく、いかに値上げしない方法を検討してきたかという市の姿勢を理解してもらうことが必要であるとの意見がありました。

さらに委員からは、浄水場を複数設置した場合にコストは高くなるのかとの確認があり、理事者からは、浄水場を複数建設することも検討したが、建設費用及び維持管理費も高額となるため、現状の1か所で行うこととしているとの説明がありました。

また委員からは、市民に対する水道料金増額改定の周知の際に併せて、節水の方法などをPRしてほしいとの要望があり、理事者からは、市公式ウェブサイトの上水道のコーナーに節水のポイントを掲載しているとの説明がありました。

委員会では、採決の結果、賛成多数で原案を了といたしました。

以上が、当委員会の審査概要であります。よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます。